



2025年11月13日

各 位

会社名 株式会社モダリス
代表者名 代表取締役CEO 森田 晴彦
(コード: 4883、東証グロース)
問合せ先 執行役員 中島 陽介
(TEL. 03-6231-0456)

事後交付型株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、事後交付型株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年11月28日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 300株
(3) 発行価額	1株につき 71円
(4) 発行総額	21,300円
(5) 割当予定先	当社子会社の従業員 1名 300株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年3月30日開催の当社第5回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、対象取締役に対し、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を一定の期間後に支給する事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対して支給する当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額を各役務提供期間（下記3.(1)にて定義する。以下同じ。）につき100,000千円以内（うち社外取締役81,400千円以内）として設定すること及び対象取締役に対して各役務提供期間について割り当てる当社株式の総数は8,600株（うち社外取締役7,000株）を上限とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社子会社の従業員については、当社第6期事業年度から第9期事業年度（2021年1月1日～2024年12月31日）までの期間を対象期間とする事後交付型株式報酬として、割当予定先である当社子会社の従業員1名（以下、「割当対象者」という。）に支給される金銭報酬債権合計21,300円を、割当対象者が現物出資の方法によって給付することにより、当社普通株式300株を割り当てるることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本新株発行による希薄化の規模は、2025年10月31日現在の発行済株式総数81,813,798株に対し0.00%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、割当対象者に対し、当社取締役会が定める期間（以下、「対象期間」という。）中の勤務継続を条件に、当社取締役会において事前に定める数の当社株式及び金銭を、役務提供期間（対象期間の開始日から、最初に到来する当社定時株主総会の開催日の前日までの期間とする。）分の報酬等として対象期間の終了後に支給する株式報酬制度です。

(2) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、各割当対象者の職責の大きさ等に応じた基準金額及び各割当対象者に付与するユニット数を当社取締役会において決定します。（なお、1ユニットは当社株式1株に相当するものとします。）
- ② 当社は、対象期間満了後、各割当対象者に付与されたユニット数に基づき各割当対象者に支給する当社株式の数及び金銭の額を当社取締役会において決定します。
- ③ 当社は、上記②で決定された各割当対象者に支給する当社株式の数に応じ、現物出資に供するための金銭報酬債権を各割当対象者に支給し、各割当対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。
- ④ 当社は、上記③で支給する金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された額の金銭を各割当対象者に支給します。

ただし、上記の数の当社株式の割当てのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、支給する当社株式の数及び金銭の額を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

(3) 本制度に基づき各割当対象者に支給する当社株式の数及び金銭の額の算定方法

当社は、以下の計算式に基づき、各割当対象者に支給する当社株式の数及び金銭の額を算定します。

- ① 各割当対象者に付与するユニット数
基準金額(※1) ÷ 付与時株価(※2)
計算の結果生じる1ユニット未満のユニット数は、小数点以下第1位を四捨五入します。
- ② 各割当対象者に支給する当社株式の数
上記①で算定された付与するユニット数 × 75%
計算の結果生じる100株未満の当社株式の数は、金銭報酬部分がマイナスにならない限り、100株単位に切上げます。金銭報酬部分がマイナスになる場合は切り下ります。
- ③ 各割当対象者に支給する金銭の額
(上記①で算定された付与するユニット数 - 上記②で算定された当社株式の数) × 交付時株価(※3)
計算の結果生じる1円未満の端数は、1円単位に切上げます。

※1 基準金額は、各割当対象者の職責の大きさ等に応じて、当社取締役会において割当対象者ごとに決定されます。

※2 付与時株価は、ユニットを付与する年における定時株主総会開催日の前日を起算日とする前1ヵ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均額とします。

※3 交付時株価は、本制度に基づき支給する当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（4）割当対象者に対する当社株式及び金銭の支給の要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各割当対象者に対して当社株式及び金銭を支給します。当社が当社株式を支給する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分を行い、当社株式を支給する対象となる割当対象者及び当該株式発行又は自己株式の処分に係る募集事項は、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

- ① 対象期間中に割当対象者が継続して役社員の地位にあったこと
- ② 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

（5）退任時の取扱い

割当対象者が対象期間中に役社員の地位を喪失した場合、当社取締役会が認める場合に限り、対象期間における地位喪失時までの在任期間を踏まえて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した数の当社株式及び額の金銭を、合理的に調整した時期に支給します。

（6）組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社株式及び合理的に定める額の金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、割当対象者に支給します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年11月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である71円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は、東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（2025年10月13日から2025年11月12日まで）の終値単純平均値である75円（1円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は5.33%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同前営業日までの3ヵ月間（2025年8月13日から2025年11月12日まで）の終値単純平均値である81円からの乖離率は12.35%、及び同前営業日までの6ヵ月間（2025年5月13日から2025年11月12日まで）の終値単純平均値である83円からの乖離率は14.46%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以上